

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年6月26日
【発行者の名称】	株式会社コスモス調剤 (COSMOS CHOUZAI Pharmacy Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松浦 宏典
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目4番14号花車ビル北館8階
【電話番号】	052-561-2255
【事務連絡者氏名】	管理部長 南川 知也
【担当 J-Adviser の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	03-3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りであります。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社コスモス調剤 https://www.cosmos-ph.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J－A d v i s e rが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ－A d v i s e rを選任する必要があります。J－A d v i s e rの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第25期	第26期	第27期
決算年月	2024年 3 月	2025年 3 月	2026年 3 月
売上高 (百万円)	6, 187	6, 293	6, 511
経常利益 (百万円)	326	272	258
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	27	138	180
包括利益 (百万円)	95	138	180
純資産額 (百万円)	930	1, 069	1, 180
総資産額 (百万円)	3, 453	3, 418	3, 402
1 株当たり純資産額 (円)	307. 54	353. 44	390. 20
1 株当たり配当額 (円)	—	23. 00	23. 00
(うち 1 株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)
1 株当たり当期純利益 (円)	11. 84	45. 91	59. 76
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	26. 9	31. 3	34. 7
自己資本利益率 (%)	3. 9	13. 9	16. 1
株価収益率 (倍)	—	15. 2	11. 7
配当性向 (%)	—	50. 1	38. 5
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	404	204	293
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△ 91	△ 249	△ 171
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△ 177	△ 221	△ 181
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	948	681	622
従業員数 (人)	211	213	220
(外、平均臨時雇用者数)	(76)	(80)	(87)

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は、2024 年 10 月 17 日付で普通株式 1 株につき 5, 000 株の割合で株式分割を行っております。第 25 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。
3. 株価収益率については、第 25 期は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 1 株当たり配当額及び配当性向については、第 25 期は配当を行っていないため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー社員及び派遣社員を含む）は年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
6. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 110 条第 5 項の規定に基づき、第 25 期（2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで）の連結財務諸表について監査法人やまぶきの監査を受けております。また、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき、第 26 期（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）、第 27 期（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）の連結財務諸表について監査法人やまぶきの監査を受けております。

2 【沿革】

当社は、創業者である松浦宏典が1999年12月に愛知県稲沢市にて、調剤薬局の運営を目的として起業したところから始まりました。現在の企業集団に至るまでの経緯は、次のとおりです。

年月	事業の変遷
1999年12月	愛知県稲沢市にて有限会社中央調剤設立
2000年 3 月	1号店稲沢中央調剤薬局を愛知県稲沢市大塚南に開局
2002年 9 月	有限会社中央調剤を組織変更し、株式会社名北調剤設立
2006年10月	グループ10店舗目の調剤薬局である、コスモス調剤薬局木曾川店を開局
2007年 5 月	当社の創業家である松浦家が、株式会社メディカルの株式を取得 (2022年3月期決算より、実質支配基準により連結対象としております)
2008年 6 月	当社の創業家である松浦家が、株式会社アポエージェントの株式を取得 (2022年3月期決算より、実質支配基準により連結対象としております)
2009年 9 月	グループ20店舗目の調剤薬局である、コスモス調剤薬局富士店を開局
2009年11月	本社を稲沢市から、現在地（名古屋市中村区名駅五丁目4番14号）へ移転
2011年 4 月	新卒採用を開始
2011年 6 月	コスモス調剤薬局大根店にて、在宅サービスを開始
2012年 1 月	当社の創業家である松浦家が、株式会社名西薬品の株式を取得 (2022年3月期決算より、実質支配基準により連結対象としております)
2012年 8 月	グループ30店舗目の調剤薬局である、コスモス調剤薬局しろとり店を開局
2015年 4 月	こども薬局・高齢者施設メイク教室など、ボランティアイベント開始
2016年 3 月	グループ40店舗目となる在宅調剤センターのコスモス調剤薬局大森店を開局
2018年 9 月	愛知学院大学薬学部にて寄附講座を開始
2019年10月	愛知県外へ初めての開局である、コスモス調剤薬局岐南店を岐阜県に開局
2021年10月	名古屋大学医学部附属病院前に昭和調剤薬局を開局（事業譲受）
2021年11月	薬剤師国家試験対策予備校を運営する株式会社ファーマプロダクトの事業を譲受し、子会社化
2021年12月	株式会社向陽薬局（愛知県知多郡武豊町）の株式を新たに取得し、子会社化
2022年 3 月	株式会社メディカルの株式を追加取得し、完全子会社化
2024年 1 月	グループ50店舗目の調剤薬局である、コスモス調剤薬局名駅東店を開局 株式会社アポエージェントの株式を追加取得し、完全子会社化 株式会社名西薬品の株式を追加取得し、完全子会社化
2024年 9 月	株式会社コスモス調剤に商号変更
2024年10月	有限会社タイゼンの株式を新たに取得し、子会社化
2025年 4 月	株式会社メディカルを吸収合併

店舗一覧

2026 年 3 月 31 日現在

運営会社	店舗名	出店地域	出店年
コスモス調剤	稲沢中央調剤薬局	愛知県稲沢市	2000 年
コスモス調剤	コスモス調剤薬局大塚店	愛知県稲沢市	2001 年
コスモス調剤	コスモス調剤薬局大和店	愛知県一宮市	2002 年
コスモス調剤	コスモス調剤薬局桜島店	愛知県刈谷市	2004 年
コスモス調剤	コスモス調剤薬局野跡店	愛知県名古屋市中区	2004 年
コスモス調剤	コスモス調剤薬局小牧駅北店	愛知県小牧市	2005 年
コスモス調剤	コスモス調剤薬局小牧駅南店	愛知県小牧市	2006 年
コスモス調剤	コスモス調剤薬局大曾根北店	愛知県名古屋市中区	2006 年
ファーマプロダクト	コスモス調剤薬局木曾川店	愛知県一宮市	2006 年
コスモス調剤	コスモス調剤薬局一宮森本店	愛知県一宮市	2007 年
コスモス調剤	コスモス調剤薬局小針店	愛知県小牧市	2007 年
コスモス調剤	コスモス調剤薬局新瑞橋店	愛知県名古屋市中区	2007 年
アポエージェント	コスモス調剤薬局春見店	愛知県春日井市	2008 年
ファーマプロダクト	コスモス調剤薬局高蔵寺店	愛知県春日井市	2008 年
アポエージェント	ディ調剤薬局	愛知県小牧市	2009 年
コスモス調剤	コスモス調剤薬局岩倉店	愛知県岩倉市	2009 年
コスモス調剤	コスモス調剤薬局富士店	愛知県一宮市	2009 年
コスモス調剤	コスモス調剤薬局里小牧店	愛知県一宮市	2009 年
コスモス調剤	コスモス調剤薬局堀田店	愛知県名古屋市中区	2010 年
ファーマプロダクト	コスモス調剤薬局出川店	愛知県春日井市	2011 年
コスモス調剤	コスモス調剤薬局大根店	愛知県名古屋市中区	2011 年
コスモス調剤	コスモス調剤薬局名古屋駅前店	愛知県名古屋市中村区	2011 年
コスモス調剤	コスモス調剤薬局しろとり店	愛知県名古屋市中区	2012 年
コスモス調剤	コスモス調剤薬局天子田店	愛知県名古屋市中区	2012 年
コスモス調剤	コスモス調剤薬局かこまち店	愛知県名古屋市中村区	2014 年
コスモス調剤	コスモス調剤薬局晴丘店	愛知県尾張旭市	2014 年
コスモス調剤	コスモス調剤薬局大野木店	愛知県名古屋市中区	2014 年
コスモス調剤	コスモス調剤薬局熊之庄店	愛知県北名古屋市	2014 年
コスモス調剤	コスモス調剤薬局山王店	愛知県名古屋市中川区	2015 年
コスモス調剤	コスモス調剤薬局神宮東店	愛知県名古屋市中区	2016 年
コスモス調剤	コスモス調剤薬局大森店	愛知県名古屋市中区	2016 年
コスモス調剤	コスモス調剤薬局豊山店	愛知県西春日井郡豊山町	2018 年
コスモス調剤	グリーンファーマシー富士見店	愛知県名古屋市中区	2018 年
コスモス調剤	コスモス調剤薬局南陽店	愛知県知立市	2018 年
コスモス調剤	コスモス調剤薬局庄内通店	愛知県名古屋市中区	2019 年
コスモス調剤	コスモス調剤薬局尾西三条店	愛知県一宮市	2019 年
アポエージェント	コスモス調剤薬局岐南店	岐阜県羽島郡岐南町	2019 年
コスモス調剤	コスモス調剤薬局名大病院前店	愛知県名古屋市中区	2021 年
名西薬品	コスモス調剤薬局つつじが丘店	愛知県名古屋市中区	2021 年

運営会社	店舗名	出店地域	出店年
向陽薬局	向陽薬局	愛知県知多郡武豊町	2021 年
名西薬品	コスモス調剤薬局勝佐店	愛知県江南市	2022 年
名西薬品	コスモス調剤薬局共和店	愛知県大府市	2022 年
コスモス調剤	コスモス調剤薬局迫店	愛知県豊田市	2023 年
コスモス調剤	コスモス調剤薬局愛知学院店	愛知県名古屋市千種区	2023 年
ファーマプロダクト	コスモス調剤薬局南粕谷店	愛知県知多市	2024 年
ファーマプロダクト	コスモス調剤薬局名駅東店	愛知県名古屋市中村区	2024 年
タイゼン	ヒイラギ薬局	愛知県稲沢市	2024 年
タイゼン	ヒイラギ薬局黒川店	愛知県名古屋市北区	2024 年
コスモス調剤	よつば薬局	愛知県名古屋市中川区	2024 年
コスモス調剤	コスモス調剤薬局岡崎中島店	愛知県岡崎市	2025 年
ファーマプロダクト	コスモス調剤薬局富木島店	愛知県東海市	2025 年
コスモス調剤	コスモス調剤薬局竹元店	愛知県豊田市	2025 年
ファーマプロダクト	コスモス調剤薬局中山店	愛知県知立市	2025 年
コスモス調剤	コスモス調剤薬局砂田橋店	愛知県名古屋市東区	2025 年
コスモス調剤	コスモス調剤薬局栄店	愛知県名古屋市中区	2026 年
コスモス調剤	コスモス調剤薬局平針店	愛知県日進市	2026 年

3【事業の内容】

当社グループは、当社（株式会社コスモス調剤）、子会社5社（株式会社アポエージェント、株式会社向陽薬局、株式会社名西薬品、株式会社ファーマプロダクト、有限会社タイゼン）により構成されており、「患者様とクリニックの懸け橋として、健康と安心に貢献するマザーカンパニーを目指します。」の経営理念の基、調剤薬局事業を主たる事業として運営しております。

当社グループのセグメントとしては、調剤薬局関連事業の単一セグメントとしておりますが、調剤薬局事業の重要な役割としての在宅サービス、従たる事業として、薬局へ医薬品を配送するジェネリック医薬品卸売事業、および薬剤師の育成をおこなう薬剤師国家試験対策予備校を運営しております。それぞれの事業が地域医療機関・介護事業者といった地域医療を支える主体と連携することでシナジー（相乗効果）を生み出し、地域医療の維持向上に貢献することで発展していく事業モデルを構築しています。

我が国は、国民皆保険制度を通じて世界最高レベルの平均寿命と保健医療水準を長らく維持していますが、今後とも現行の社会保険方式による国民皆保険を堅持し、国民の安全・安心な暮らしを保障していくことが必要であります。しかしながら国の財政が長く逼迫した状態にある中でこれを保障していくためには、医療費、介護費用の継続的な抑制が必要とされています。医療制度に従事する当社グループとしましても、国全体の医療体制の維持に貢献しながら、国民の健康と安心安全を守る経営を目指して日々邁進しております。

現在、調剤薬局には地域社会でのつながりを深め、患者様とクリニックの懸け橋として健康と安心へ貢献することが求められており、当社グループでは、この「つながり」を大切にしています。調剤薬局事業を中心に、在宅サービス、ジェネリック医薬品卸売事業の展開を通じて、患者様、医療機関、地域社会とのつながりを強化し、地域包括ケアシステムの安定、安心できる社会の発展に貢献してまいります。

具体的には、愛知県を中心に展開する調剤薬局で、処方箋に基づいた医薬品の調剤業務を日々着実にこなすとともに、患者様の健康相談なども交えて、患者様一人ひとりに寄り添う質の高い医療サービスを提供しています。在宅サービスでは、患者様のご自宅や高齢者施設を訪問し、医薬品の配送や服薬指導、健康管理サービスを患者様の生活の場で直接提供することで、安心して自宅で療養ができる環境を支援しています。また、医療業界においては近年、後継者不足による事業継続の不安が顕在化しておりますところ、当社グループではその受け皿としてM&A活動を積極的に行い、地域に必要な医療サービスの保全と継続、サービスの効率化および質の向上を図っております。

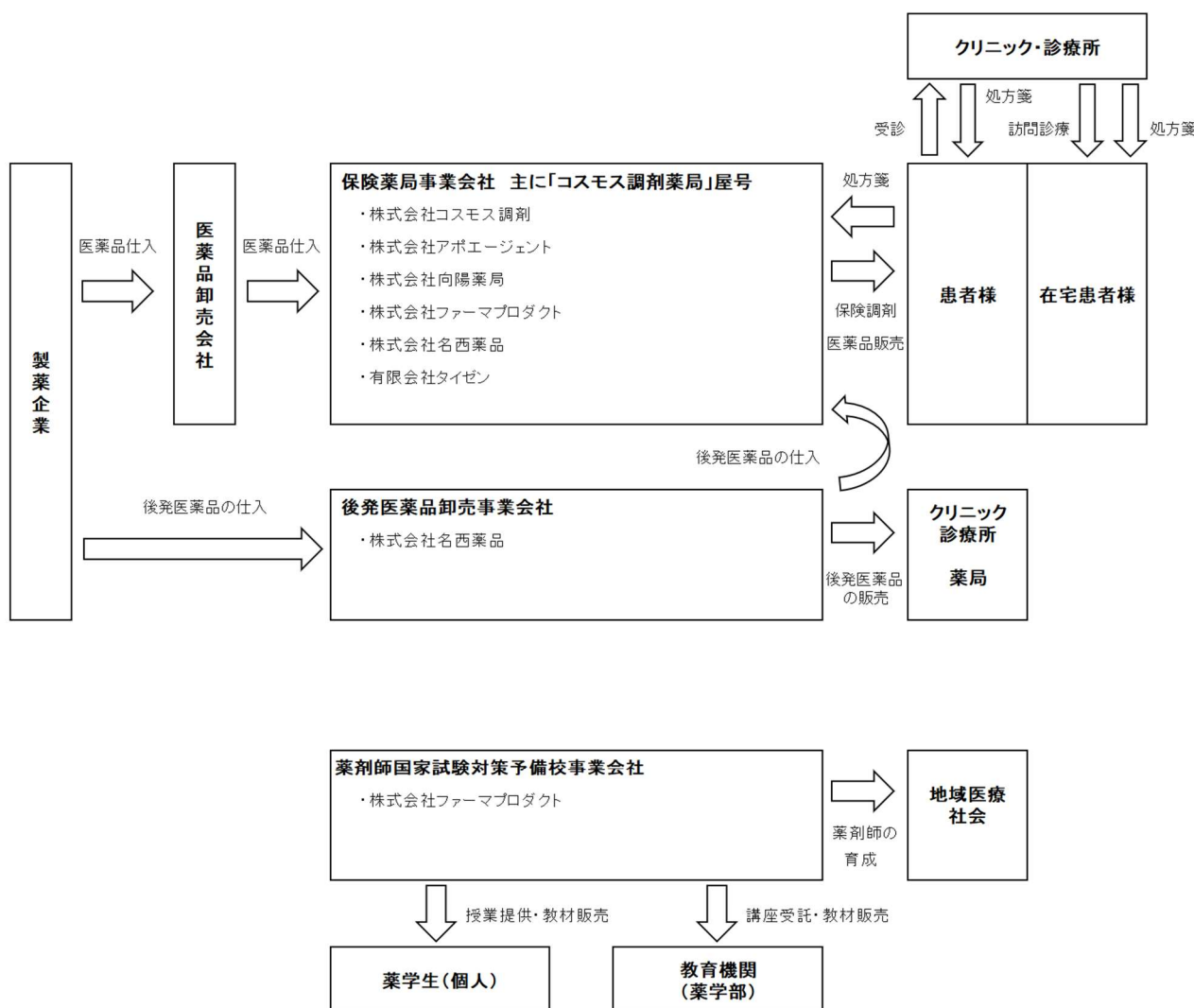
ジェネリック医薬品卸売事業では、コストパフォーマンスの高いジェネリック医薬品の普及を推進し、国の政策としての医療費抑制に貢献するとともに、一方で患者様の経済的負担を軽減しながら医薬品の安定供給を通じて、医療サービスの維持と安定に尽力しております。そのほか、医薬品関連業界における人材

供給への貢献を目的として、薬剤師国家試験対策予備校の運営事業もおこなっております。

これらの事業を通じて、当社グループは患者様、クリニック、そして地域社会とのつながりを強化し、地域医療のさらなる充実と発展、そして国民の安全・安心な暮らしの継続に、貢献してまいります。

【事業系統図】

当社グループの事業系統図は次の通りであります。



(1) 調剤薬局事業

株式会社コスモス調剤及びその子会社(株式会社アポエージェント、株式会社向陽薬局、株式会社ファーマプロダクト、株式会社名西薬品、有限会社タイゼン)が展開するコスモス調剤薬局は、愛知県を中心に56店舗を運営しております(2026年3月現在)。調剤薬局とは、病院や診療所などの医療機関から医師の診断を経て発行された処方箋の指示に基づいて、薬剤師が医薬品を調剤して患者様に受け渡す薬局の運営事業であります。少子高齢化が進む中で、調剤薬局の社会的役割はより重要になっています。最新の医療情報や知識の蓄積はもちろんのこと、近隣のドクターやクリニックとの緊密な連携を通じて、地域医療の窓口としての機能を強化しております。また、地域包括ケアシステムの中で医療関係者と連携し、患者様一人ひとりを支え、見守りながらつながることで地域社会への貢献を目指しています。

さらに、当社グループは地域住民の健康をサポートする多様な健康支援活動を展開しています。高齢者向けの健康教室や薬の正しい使い方を教えるセミナーを定期的で開催し、医療の専門家としての知識を共有することで、より良い生活習慣の形成を促進しています。また、認知症の早期発見や予防に関す

る情報提供も行っており、地域住民が健康で活動的な生活を送れるよう支援しています。

これらの取り組みを通じて、コスモス調剤薬局は、ただ薬を提供するだけでなく、患者様の生活全般にわたるサポートを行い、地域全体の健康向上を目指しています。当社グループはこれからも地域の皆様に信頼される薬局であり続けるために、日々努力を重ねて参ります。

また、M&Aにも積極的に取り組んでおり、単に薬局を統合するだけではなく経営資源を最適化し、質の高い医療サービスを維持しながら、国民経済にやさしい経営を実現することを目指しています。合併等により人材や知識、技術を共有し、より広範囲の患者様に高品質なサービスを提供する体制を整えることができます。このような活動を通じて、経営の切れ目なく、地域包括ケアシステムへの一層の貢献ができるよう取り組んでおります。

(在宅サービスについて)

地域医療への更なる貢献を目指し、株式会社コスモス調剤及びその子会社では「支える医療」の実現に向けて在宅サービスに力を入れています。在宅サービスは、近年ニーズが高まっている個人宅や介護施設での在宅医療を支えるための取り組みであり、当社グループの調剤薬局は、調剤薬局事業の一環として、患者様との直接の窓口として、医療機関や介護施設と密に連携を進めています。患者様のご自宅や高齢者施設へお薬をお届けし、服薬に関する相談に応じることで、どこでも安心して医療サービスを受けられる環境を目指しています。在宅サービスのモデル構築は、在宅調剤センターで進めています。

この取り組みにおいて、当社グループは患者様一人ひとりの生活環境や健康状態を考慮し、個別のニーズに合わせたサービス提供を心掛けています。訪問薬剤師は、薬の効果や副作用の管理だけでなく、生活習慣の改善提案や健康相談にも応じることで、総合的な健康サポートを行います。また、定期的な訪問によるフォローアップは、患者様やご家族との信頼関係の構築にも寄与し、より効果的な医療の提供が可能です。

さらに、当社グループは地域の医療提供者として、地域の医療機関や他の介護サービス提供者との連携も積極的に進めています。これにより、医療・介護が一体となったサービスの提供が可能となり、患者様が自宅で一貫した医療を受けられるよう努めています。当社グループの在宅サービスは、地域医療の一翼を担い、患者様の生活の質の向上に貢献しています。これからも当社グループは、地域社会に根差し、患者様一人ひとりに寄り添った医療サービスを提供してまいります。

(2) ジェネリック医薬品卸売事業

グループ企業である「名西薬品」は、ジェネリック医薬品専門の卸売業者として、当社グループの調剤薬局事業に対して医薬品供給と物流機能を提供するとともに、愛知県内の一般医療機関に対してジェネリック医薬品を提供しています。市場に多数存在するジェネリック医薬品の中から、患者様が安心して適切に服用できるものを、安定的に供給しております。

名西薬品は医療機関だけでなく、地域社会全体の健康増進に貢献しています。医療コストの削減はもちろん、患者様には安全で高品質な医薬品を、より経済的にアクセス可能にすることで、全体の医療サービスの質の向上を図っています。当社グループはこれからも、信頼できるジェネリック医薬品の普及と適正使用を通じて、医薬品の安定的な供給を行い、より良い医療環境の構築を目指します。

(3) 薬剤師国家試験対策予備校事業

グループ企業である「ファーマプロダクト」は、薬剤師国家試験対策の教育サービスを提供する予備校事業を運営しております。東京、名古屋に事務所を置き、通学生を受け入れて、専任講師による通年の試験対策講座を提供するほか、全国の大学の薬学部を中心とした教育機関からの試験対策講座の運営等の事業を請け負っております。当社グループ自身が薬剤師の育成および採用に長らく苦労を重ねてきた経験から、「ファーマシスト（薬剤師）をプロダクト（作る）」という理念の基に2008年に設立され、運営されてきた同社の事業に共鳴し、2021年に当社グループに迎え入れました。

ファーマプロダクトは、薬剤師国家試験が国民の期待に応えうる薬剤師を輩出することを目的としたものであるということを踏まえ、医療現場で真に活躍できる薬剤師を誕生させるべく、「本気で学びたい」という気持ちに「本気で授業すること」で応えたいという信念をもって、充実した指導で薬学生の国家試験合格を全力でサポートしています。また、継続的な薬剤師の育成と供給の一面を担う事により、当社グループとして、広く医薬品関連業界、地域医療社会、及び国民の健康に貢献していくことを目指しております。

4 【関係会社の状況】

関係会社は次の通りであります。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
株式会社アポエージェ ント (注3)	愛知県名古屋 市中村区	30	薬局の経営	100	役員の兼任1名
株式会社向陽薬局 (注3)	愛知県知多郡 武豊町	30	薬局の経営	100	役員の兼任1名
株式会社名西薬品 (注3)	愛知県名古屋 市中村区	30	薬局の経営、ジェネ リック医薬品の卸売	100	役員の兼任1名 医薬品の仕入
株式会社ファーマプロ ダクト (注4)	愛知県名古屋 市中村区	1	薬局の経営、薬剤師 国家試験対策予備校 の経営	100	役員の兼任3名
有限会社タイゼン (注3)	愛知県稲沢市	3	薬局の経営	100	役員の兼任1名

- (注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
2. 当社の連結子会社であった株式会社メディカルは、2025年4月1日付で当社に吸収合併いたしました。
3. 特定子会社に該当しております。
4. 株式会社ファーマプロダクトについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 売上高	835百万円
(2) 経常利益	10百万円
(3) 当期純利益	18百万円
(4) 純資産額	△24百万円
(5) 総資産額	345百万円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年3月31日現在

事業部門	従業員数（人）
薬局部門	202(84)
管理部門	18(3)
合計	220(87)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー社員及び派遣社員を含む）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。なお、当社グループから社外への出向者、社外から当社グループへの受入出向者はおりません。

2. 当社グループは調剤薬局関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

(2) 発行者の状況

2026年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
207 (68)	37.4	4.6	5,291

事業部門	従業員数（人）
薬局部門	189 (65)
管理部門	18 (3)
合計	207 (68)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー社員及び派遣社員を含む）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。なお、当社グループから社外への出向者、社外から当社グループへの受入出向者はおりません。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度(2025年4月1日～2026年3月31日)における我が国経済は、米国の通商政策の影響が残るものの、緩やかな回復がみられました。今後も雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が景気を支えることが期待されますが、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響、金融資本市場の変動の影響、さらには中東情勢の経済への影響に注意する必要があると、先行きには不透明感がある状況が継続しております。

調剤薬局業界においては、高齢化社会の進展により業績の基礎となる処方箋応需枚数は堅調に推移している傾向にあるものの、季節性の疾患や感染症等の流行の状況により各年度の業績には大きな変動が生じる傾向があり、また調剤報酬および薬価改定の影響、厳しい状況が増している採用環境や、物価上昇への対応としての人件費の増大など、採算面での課題も増加しております。

このような状況の中、当社は「患者様とクリニックの懸け橋として、健康と安心に貢献するマザーカンパニーを目指します」という経営理念のもと、地域社会でのつながりを深め、患者様とクリニックの懸け橋として地域医療体制の安定と向上に貢献するため引き続き、新規出店機会の情報収集活動、在宅・施設調剤の受入拡大、電子処方箋システムやお薬手帳アプリの活用推進等のデジタル化による患者様の利便性向上などに取り組みました。積極的な機械化による患者様への迅速かつ正確な医薬品の提供、および薬局薬剤師の生産性向上と労働環境改善なども継続しております。また、厳しい環境の中でも事業規模の拡大と地域医療の包括的な効率化への貢献を目指し、M&A活動にも取り組みました。

当連結会計年度における出店状況については、新規開局により4店舗、M&Aにより2店舗、計6店舗が増加しました。一方で、閉局により3店舗が減少したことにより、当連結会計年度末時点での店舗数は、前連結会計年度末と比較して3店舗増加となる、計56店舗となりました。

当連結会計年度は積極的な新店開局およびM&Aへの取組みで店舗数の拡大をおこなったことにより、増収となりました。一方で、感染症や季節性疾患の流行状況の変動および閉局の発生により、既存店の処方箋応需枚数が減少したほか、店舗数に応じた適正人員を継続的に確保するための増員、人材確保のための賃上げ等によって人件費が増加し、M&A対応コストも増加した結果、販売費及び一般管理費が増加したことにより営業利益および経常利益は減益となりました。前年に対して、減損損失が大幅に減少したため、親会社株主に帰属する当期純利益は増益となりました。

この結果、当連結会計期間の当社グループの連結業績は、売上高6,511百万円(前期比3.5%増加)、営業利益248百万円(前期比1.0%減少)、経常利益258百万円(前期比5.2%減少)、親会社株主に帰属する当期純利益は180百万円(前期比30.2%増加)となりました。

なお、当社グループの事業セグメントは調剤薬局関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物の期末残高は622百万円となり、前連結会計年度末に比べて59百万円減少となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、293百万円の収入(前連結会計年度204百万円の収入)となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益248百万円、減価償却費94百万円、未収入金の増加額33百万円、棚卸資産の減少額45百万円等があったことによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、171百万円の支出(前連結会計年度249百万円の支出)となりました。これらは主に、事業譲受による支出86百万円、有形固定資産の取得による支出85百万円、差入保証金の差入による支出10百万円によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、181百万円の支出(前連結会計年度221百万円の支出)となりました。これらは主に、配当金の支払額69百万円、短期借入金の増加による収入80百万円、長期借入金の返済による支出191百万円があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産を行っておりませんので、記載すべき事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループは提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまず重要性も乏しいため当該記載を省略しております。

(3) 販売実績

当社グループは、調剤薬局関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。当連結会計年度における販売実績を区分別に示すと、次の通りであります。

(単位：百万円)

区分	金額	前期比
調剤薬局店舗	6,184	104.5%
その他	327	87.5%
合計	6,511	103.5%

3 【対処すべき課題】

当社グループでは中長期的な会社の経営戦略の実現を果たすため、以下の課題に取り組んでまいります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 薬局DXの利用推進

現代の薬局業界では、顧客の期待は日々高まりつつあります。これに応えるためには、テクノロジーを駆使したサービスの提供が不可欠であります。その一環として、使いやすいアプリを通じて顧客満足度を高め、薬局 DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進しています。

当社グループでは、「誰からも選ばれるチェーン薬局」として、どのように市場に位置づけられるかを明確にし、そのブランディング戦略を策定してまいります。

(2) かかりつけ薬局としての認識度向上

地域の皆様にコスモス調剤及び「コスモス調剤薬局」をより深く知っていただくため、そして当薬局を皆様の「かかりつけ薬局」として認識していただくため、当社グループでは患者様向けのイベントを実施しています。

このイベントを通じて、地域社会の一員としての当社グループの役割や提供できるサービスを直接ご紹介する機会を持つことができると考えております。

また、イベントは、薬局の専門スタッフと患者様との間のコミュニケーションを強化し、一人ひとりの健康管理に対する具体的な支援をご提案する場となります。このような取り組みを通じて、地域の皆様に安心して長くご利用いただける「かかりつけ薬局」としての信頼を築いていきたいと考えています。

(3) 処方箋集中率の改善

現在、医療機関の隣接地に調剤薬局が立地するケースが多いことから、特定の薬局に同一の医療機関の処方箋が集中してしまう状況が見受けられます。

この課題に対処するためには、近隣の特定医療機関からだけでなく、地域社会の多様な医療機関から処方箋を広く受け入れる、いわゆる「面処方」の受付を積極的に行うことが重要であります。面処方では、異なる医師や病院からの処方箋を受け付けることで、薬局のサービス範囲を広げ、収益性を改善すると共に、地域医療に貢献することが可能になります。

(4) 新規出店

当社グループは現在、事業を拡大するための重要な取り組みとして、新規出店の戦略を進めています。新規出店により、地域市場へのアクセス拡大と、ブランドの認知度向上に直接寄与することは、当社グループにとって極めて重要であります。

しかし、新規出店は同時に多くの課題も伴います。市場調査、立地選定、初期投資の増加、そして新たな運営チームの育成など、成功には多大な労力とリソースが必要であります。これらの課題を克服し、効率的かつ効果的な新規出店を実現することで、スケールメリットを享受し、さらなる効率性の改善を目指すことが当社グループの戦略的課題となっています。

(5) 人材の確保

当社グループでは、自社の中長期の安定的な経営を図るため、人材の確保と能力の向上を図ることが必要であると認識しています。この目的のために、教育と研修プログラムを強化することが重要ですが、適切な人材の確保についても大きな課題となっています。

既存の従業員に対して継続的な教育と研修を提供し、内部からの人材能力向上を図ると同時に、外部から新たな才能を引き寄せるための魅力的な職場環境を提供することが求められます。

このような背景から、当社グループでは戦略的な人材育成計画を策定し、教育と研修の質を高めることにより、業務効率とサービス品質の両方で顕著な改善を目指しています。また、社内サークル活動を支援し、従業員のコミュニケーションの場を提供しています。

(6) 育児サポートの充実

当社グループでは、男性の育児休暇取得を強くサポートしております。この活動の継続を中心として、職場におけるジェンダー平等と家庭と仕事のバランスを支援する当社グループの活動を推進し、引き続き育児サポートの充実を図っております。

具体的には、育児中の従業員が仕事と家庭生活の両立をより容易にできるよう、さらに柔軟な勤

務体制の導入、子育て支援のための社内プログラムの充実、そして職場復帰後のサポート強化を進める計画であります。これらの施策を通じて、全従業員が家庭と仕事の両立を実現できる環境を作り上げ、持続可能な職場文化の構築を目指します。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下の通りであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 法令及び規制への抵触に関するリスク

調剤薬局を運営する際には、医薬品医療機器等法（薬機法）や健康保険法など、厳格な法的規制に従う必要があります。これらの法令に基づき、薬局の開設や運営に必要な許可や指定を都道府県知事から受けることが義務付けられています。

医薬品医療機器等法第75条第1項、健康保険法第80条各号及び麻薬及び向精神薬取締法第51条第1項等に規定される法令違反等に該当する行為があるなど法令遵守に違反した場合や、許可の更新手続きを怠った場合、監督官庁から業務停止命令や許可の取り消しといった行政処分を受けるリスクがあります。これにより、当社グループの事業展開や業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。また、法令が改正された場合には、その変更に対応する必要があるため、適応に失敗すると事業継続に支障をきたすことも考えられます。

なお、当社グループの事業運営に関連する法令は以下の通りであります。

許可、登録、指定、免許、届出の別	有効期間	関連法令	登録等の交付者
薬局開設許可	6年	医薬品医療機器等法	各都道府県知事
保険薬局指定	6年	健康保険法	厚生労働省地方厚生局長
麻薬小売業者免許	3年	麻薬及び向精神薬取締法	各都道府県知事
高度管理医療機器販売業	6年	医薬品医療機器等法	各都道府県知事

上記の調剤薬局にかかる各種の指定は店舗単位で取得しており、法人全体として組織的な不正が認められるといった場合を除き、指定の取消等についても店舗毎に検討されます。現時点において、当社グループの運営する店舗に指定取消や営業停止は発生しておりません。

(2) 薬価基準及び調剤報酬改定について

当社グループが運営する地域薬局の収入源は主に二つに分けられます。一つは薬剤販売から得られる収入で、もう一つは調剤技術に基づく収入であります。薬剤販売に関する収入は、厚生労働大臣が定める薬価基準によって価格が設定されており、調剤技術に基づく収入は調剤報酬点数によって決定されます。

これらの薬価基準や調剤報酬点数は、政府による定期的な見直しの対象となっており、薬価基準は中間年改定をあわせると毎年、調剤報酬点数は2年に1回の見直しが実施されています。これらの改定は、薬剤の販売価格や調剤サービスの報酬に直接影響を与えるため、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(3) 消費税の影響について

調剤薬局の事業においては、調剤による売上は消費税法上で非課税の扱いを受けますが、一方で医薬品などの仕入れは課税対象となるため、これらの仕入れに関連する消費税は販売費及び一般管理費として計上されています。従来では消費税率が改定された際には、その変更が薬価の調整に反映されることが一般的でした。しかし、将来的に消費税率が再調整された際にこれが薬価に反映されない場合、当社グループの財務成績に負の影響を及ぼすリスクが生じる可能性があります。

(4) 仕入価格の暫定処置について

薬局や医薬品業界においては、薬価基準が改定される際、医薬品の仕入価格が最終的に卸売業者と合意に至るまで、一時的に推定された暫定価格で計上されます。その後、実際の仕入価格として合意された価格に基づき、初期の暫定価格との差額を調整する精算が行われます。このプロセスにおいて、暫定価格と最終的な合意価格との間に大きな違いが出た場合、それが当社グループの財務成績に影響を与える可能性があります。

(5) 薬剤師の確保について

薬局を開設し経営するにあたり、医薬品医療機器等法（薬機法）は、全ての店舗に薬剤師の配置を義務付けています。この法律に基づき、処方箋の応需量に応じて配置する薬剤師の人数が定められており、また薬剤師法により、調剤業務を薬剤師以外の者が行うことが禁じられています。このため、薬剤師の確保は薬局運営において極めて重要な要素となっています。

業界全体で薬剤師の採用とその確保は大きな課題となっており、当社グループも例外ではありません。薬剤師が十分に確保できない場合、それは直接的に店舗の運営や新規出店の計画に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 新規出店政策について

当社グループは現在、東海・中部地域に 56 店舗を運営しており、店舗数の増加が事業拡大に大きく貢献しています。当社グループは、M&A を含め、積極的に店舗数の拡大を進める方針を掲げています。しかし、新たな出店には一定の基準を満たす案件の確保が必要であり、適切な新規案件が見つからない場合、計画通りの出店が困難となり、結果として業績に影響が出る可能性があります。

(7) 調剤過誤の発生について

当社グループでは、医療安全を経営の中心課題と捉え、薬剤師のスキル向上と医薬品知識の深化に努めています。これを実現するために、研修プログラムを定期的に開催し、調剤の精度を高めるための機械化も進めています。すべての調剤作業において厳格な管理体制を敷き、高い注意力を持って行っています。さらに、不測の事態に備え、全ての店舗で「薬局賠償責任保険」に加入しています。ただし、調剤過誤が発生し、訴訟に至る事態が発生した場合、損害賠償の支払いや社会的信頼の失墜などから、当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

(8) 個人情報保護について

当社グループでは、調剤薬局事業とその関連事業を通じて、患者様の医療情報など、敏感な個人情報を取り扱っております。また、営業秘密や技術情報などの機密情報も保有しています。これらの情報の安全を確保するため、厳格なセキュリティ管理と従業員への教育を徹底し、サイバー攻撃やデータ漏洩などのリスクから防御する施策を講じています。

情報セキュリティのための対策として、具体的なセキュリティポリシーを策定し、それに基づいたコンピュータウィルス対策、不正侵入対策、クラウド上でのバックアップ等のセキュリティ対策・バックアップ体制を整備するとともに、従業員の意識向上を図っています。さらに、事件発生時の迅速な対応と被害の最小化を目指し、事前に計画された対応施策を整備しています。

しかしながら、完全なセキュリティは保証されず、万一情報漏洩やシステム停止が発生した場合、これが重大な経済的損失や法的責任、顧客や公衆の信頼損失につながる恐れがあります。特に個人情報が漏洩した場合には、高額な損害賠償責任や行政上の制裁、その影響で企業の評判が損なわれるリスクが伴います。これらの事態を未然に防ぐために、当社グループは常に情報セキュリティ体制の強化に努めています。

(9) 資金調達について

当社グループは、運転資金の一部を金融機関からの融資により調達しています。金融市場の不安定化、金利の高騰、又は当社グループの信用状況の悪化などが原因で、必要な資金を望む条件で調達することが難しくなるリスクがあります。もし将来的に当社グループが資金を望ましい条件で調達できなくなった場合、その影響が直接的に当社グループの財務状況や業績に悪影響を及ぼす可能性があるため、これは重要な経営上のリスクとなります。そのため、当社グループは財務戦略を継続的に見直し、資金調達能力の確保に努めています。

(10) 固定資産の減損会計適用について

当社グループは現在、多くの店舗資産を有しており、その中には利益を生まない店舗や使用されていないものも含まれています。このため、2003年10月31日に公表された「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」に従い、固定資産の評価と管理を行っています。

不採算店舗については、収益向上のための増収活動とコスト削減を進める一方で、経済的に持続不可能な店舗は閉鎖や売却を含めた適切な処置を行っています。ただし、これらの措置が期待通りに進まない場合には、さらなる減損処理を余儀なくされる可能性があり、その結果、当社グループの財務成績に悪影響を与える恐れがあります。

(11) のれんの減損について

当社グループでは、M&Aを通じた事業拡大を重要な経営戦略として位置付けています。これにより、長期的に安定した収益基盤の構築を目指しており、各M&A案件の将来の収益性については事前に詳細な検討を行っています。しかしながら、取り組んだM&Aが計画通りに収益を生み出せない場合、のれん（営業権）の減損が生じるリスクがあります。このような減損が発生すると、当社グループの財務状態や業績に負の影響を与える可能性があります。

(12) 感染症の拡大について

新しい感染症の広がりが患者様の医療施設訪問を減少させる可能性があります。これにより、診察回数の制限、処方期間の延長など、当社グループの事業に影響が出ることが予想されます。

(13) サプライチェーンに関するリスクについて

世界情勢の変動、感染症の拡大、自然災害、調達先での事故、またジェネリック医薬品業界の問題など、多岐にわたる外部要因により、商品の仕入れに遅れや縮小が生じるリスクがあります。特に医薬品業界では、コロナ禍で顕著になった原薬の供給不安や、医薬品メーカーの品質問題による生産停止がジェネリック医薬品の供給不安を常態化させています。

これに加え、自然災害や医薬品メーカーからの供給停止などの突発的な事態が発生すると、必要な医薬品を患者様に供給することが困難になり、結果として当社グループの業績にも重大な影響を与える可能性があります。

(14) 知的財産権について

当社グループは、提供する各種サービスにおいて、特許権や商標権など他者の知的財産権を尊重し、侵害しないように細心の注意を払っています。しかし、万が一、他者の知的財産権を侵害してしまった場合、当社グループは多額の損害賠償を負うリスクがあります。同時に、当社グループが保持する知的財産権の保護にも努めていますが、これが第三者に侵害され、適切に把握や対処ができない場合、当社グループの事業成績や信頼に悪影響を及ぼす可能性があります。

これらのリスクへの対策として、知的財産管理体制を強化し、定期的な監視と迅速な法的対応を行うことで、企業価値の保護に努めています。

(15) 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長松浦宏典氏は、当社の創業者であり、当社グループの経営戦略の決定及びその遂行において、重要な役割を果たしています。当社グループの幅広い事業領域に係る知識とノウハウ・人脈等を有しており、代替要員を確保することは困難です。当社では、取締役会やその他の会議における取締役及び社員の情報共有や経営基盤の強化に取り組み、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの事情により同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合には、当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 特定取引先への依存について

当社グループの事業において、株式会社スズケン（以下、「同社」という）からの仕入は仕入全体の約45%となっております。同社とは20年以上取引を続けており非常に良好な関係ではありますが、同社の経営判断、動向、その他の理由によっては当社との取引が減少する恐れがあり、その場合、現時点の依存度合では当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 自然災害に関するリスク

近年の気候変動により台風や集中豪雨などの風水害の規模が大きくなるなど、自然災害へのリスクが高まっています。当社グループは、生産活動の中断による損害を最小限に抑えるため、安全活動を推進していますが、突発的に発生する災害や天災、感染症の流行、不慮の事故等で商品調達等に遅れが生じた場合や電力・物流をはじめとする社会インフラの機能が低下した場合等には、当社グループの業績及び財務状況が悪影響を被る可能性があります。

(18) 配当政策に関するリスク

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけたうえで、財務体質の強化と有能な人材確保に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。今後も中長期的な視点で、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めて参ります。

しかし、重要な事業投資を優先する場合やキャッシュ・フローの状況によっては、配当を実施しない、あるいは予定していた配当を減ずる可能性もあります。

(19) J-Adviser との契約について

当社グループは、(株)東京証券取引所が運営を行なっております証券市場 TOKYO PRO Market に上場予定です。当社では、フィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2023 年 2 月 6 日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した

書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する）の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総

会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）

- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を㈱東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大いだと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。

- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
 - e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
 - f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑯全部取得
甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑰株式売渡請求による取得
特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合
- ⑱株式併合
甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合
- ⑲反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
- ⑳その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末における資産合計は 3,402 百万円となり、前連結会計年度末から 15 百万円減少しました。これは主に、建物及び構築物が 63 百万円、未収入金が 33 百万円増加した一方で、現金及び預金が 59 百万円、商品及び製品が 31 百万円、建設仮勘定が 25 百万円減少したことによるものであります。

(負債)

当連結会計年度末の負債合計は 2,221 百万円となり、前連結会計年度末から 127 百万円減少しました。これは主に、借入金が 111 百万円減少したことによるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産合計は 1,180 百万円となり、前連結会計年度末から 111 百万円増加しました。これは、利益剰余金が増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】(1) 業績」に記載の通りであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1 【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

(5) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3 【対処すべき課題】」に記載しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の主な設備投資(有形固定資産及び無形固定資産)は、建物、工具、器具及び備品等の店舗設備であり、設備投資の総額は83百万円であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 発行者

事業所名	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
		建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	工具、器 具及び備 品	その他	合計	
本社等	本社機能	48	61 (3,149)	5	0	116	18(3)
調剤薬局店舗	店舗設備	249	157 (1,848)	50	9	467	189(65)

(注) 1 当社グループは単一セグメントのため、セグメントごとに記載しておりません。

2 帳簿価額の「その他」は、機械装置及び運搬具、ソフトウェアであり、建設仮勘定は含めておりません。

3 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

(2) 国内子会社

会社名	事業所名	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	工具、器 具及び備 品	その他	合計	
(株)アポエ ージェント	調剤薬局 店舗	店舗設備	14	48 (291)	0	0	64	1(-)
(株)向陽薬 局	調剤薬局 店舗	店舗設備	20	—	3	0	24	-(-)
(株)名西薬 品	調剤薬局 店舗、倉 庫	店舗設 備、倉庫 設備	77	—	8	9	95	-(19)
(株)ファーマ マプロダ クト	調剤薬局 店舗、予 備校	店舗設 備、予備 校設備	84	—	19	3	107	12(-)
(有)タイゼン	調剤薬局 店舗	店舗設備	0	—	2	0	3	-(-)

(注) 1 当社グループは単一セグメントのため、セグメントごとに記載しておりません。

2 帳簿価額の「その他」は、機械装置及び運搬具、ソフトウェアであり、建設仮勘定は含めておりません。

3 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数 (株)	未発行株式数 (株)	連結会計年度末現在発行数 (株) (2026年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年6月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	12,100,000	9,075,000	3,025,000	3,025,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	12,100,000	9,075,000	3,025,000	3,025,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額 (百万 円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百 万円)	資本準備金 残高 (百万 円)
2024年1月 1日 (注1)	85	505	—	30	186	186
2024年1月 1日 (注2)	100	605	—	30	248	434
2024年1月 1日 (注3)	—	605	—	30	△ 434	—
2024年10月 17日 (注4)	3,024,395	3,025,000	—	30	—	—

(注) 1 発行済株式総数及び資本準備金の増加は、2024年1月1日付で㈱アポエージェントを完全子会社とする株式交換を行ったことによるものです。

2 発行済株式総数及び資本準備金の増加は、2024年1月1日付で㈱名西薬品を完全子会社とする株式交換を行ったことによるものです

3 2023年11月28日開催の取締役会において、払込日を効力発生日としてその払込に伴う資本準備金の増加分の全部につき資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えることを決議しております。

4 株式分割(1:5,000)によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数 100株)								単元未 満株式 の状況 (株)
	政府及 び地方 公共団 体	金融機 関	金融商 品取引 業者	その他 の法人	外国法人等		個人そ の他	計	
					個人以 外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	1	2	—
所有株 式数 (単 元)	—	—	—	30,249	—	—	1	30,250	—
所有株 式数の 割合 (%)	—	—	—	99.99	—	—	0.00	100.00	—

(7) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
株式会社メイホク	愛知県稲沢市国府宮二丁目8番13号	3,024,900	99.99
計	—	3,024,900	99.99

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己 株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その 他)	—	—	—
完全議決権株式(自己 株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その 他)	普通株式 3,025,000	30,250	権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式であり、単 元株式数は100株であり ます。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,025,000	—	—
総株主の議決権	—	30,250	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと考え、今後の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、経営成績を勘案した安定的な配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

なお、剰余金の配当を行う場合は、期末配当の年1回とし、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2026年6月26日 定時株主総会	69	23

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第25期	第26期	第27期
決算年月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
最高(円)	—	700	—
最低(円)	—	700	—

(注) 1. 当社株式は、2025年1月8日付で東京証券取引所 TOKYO PRO Marketへ上場したため、第25期について該当事項はありません。

2. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

(2) 【最近6月間の月別最高株価・最低株価】

月別	2025年10月	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月	2026年3月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

2. 2025年10月から2026年3月までにおいては、売買実績がありません。

5 【役員の状況】

男性 3名 女性 1名 （役員のうち女性の比率 25%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有 株式数
代表取締役	社長	松浦 宏典	1972 年 9 月 27 日	1996 年 4 月 1996 年 5 月 1997 年 4 月 1999 年 12 月 2002 年 9 月 2007 年 5 月 2008 年 6 月 2012 年 1 月 2020 年 5 月 2021 年 11 月 2021 年 12 月 2023 年 3 月 2024 年 10 月 2025 年 4 月	株式会社ハックキミサワ入社 薬剤師登録 株式会社フジシマ調剤薬局入社 当社設立（有限会社中央調剤） 株式会社名北調剤へ組織変更 代表取締役社長就任（現任） 株式会社メディカル 取締役就任 株式会社つばさ （現株式会社アポエージェント） 取締役就任（現任） 株式会社名西薬品 取締役就任 株式会社名西薬品 代表取締役就任（現任） 株式会社ファーマプロダクト 代表取締役就任（現任） 株式会社向陽薬局 代表取締役就任（現任） 株式会社メディカル 代表取締役就任 有限会社タイゼン 代表取締役就任（現任） 株式会社メディカル 代表取締役退任（合併による）	(注)1	(注)3	—
取締役	学術・薬事 教育部長	市原 敬大	1977 年 10 月 23 日	2000 年 4 月 2000 年 6 月 2007 年 7 月 2023 年 6 月 2026 年 1 月	三共株式会社 入社 薬剤師登録 当社入社 当社取締役就任（現任） 株式会社ファーマプロダクト 取締役就任（現任）	(注)1	(注)3	—
取締役	福祉事業 部長	高頭 千穂	1970 年 9 月 25 日	1997 年 10 月 2002 年 9 月 2015 年 1 月 2020 年 2 月 2025 年 6 月 2026 年 1 月	株式会社アイチ医事センター 入社 株式会社アイセイ薬局 入社 医療法人みかんやま整形外科 入社 当社入社 当社取締役就任（現任） 株式会社ファーマプロダクト 取締役就任（現任）	(注)1	(注)3	—
監査役	—	池田 晴彦	1978 年 5 月 15 日	2008 年 12 月 2013 年 1 月 2019 年 10 月 2019 年 12 月 2023 年 6 月 2024 年 6 月 2025 年 11 月	あずさ監査法人 （現有限責任あずさ監査法人） 入所 公認会計士登録 中山手会計事務所 開所（現任） 税理士登録 当社監査役就任（現任） 新月有限責任監査法人代表社員 （現任） ライアート株式会社社外監査役 （現任）	(注)2	(注)3	—
							計	—

(注) 1. 取締役の任期は、2026 年 6 月 26 日開催の定時株主総会終結の時から 2027 年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

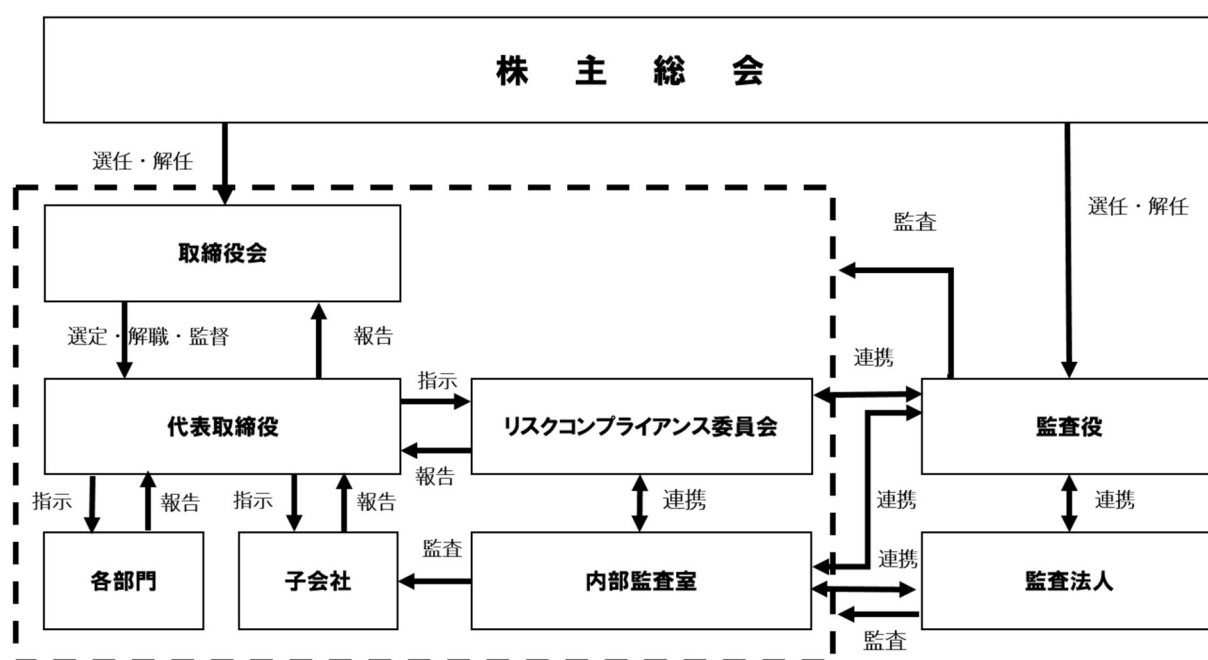
2. 監査役の任期は、2024年10月17日開催の臨時株主総会終結の時から2028年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 2026年3月期における役員報酬の総額は、38百万円を支給しております。
4. 監査役池田晴彦氏は、社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、企業価値を継続的に高めていくために、透明かつ公正な経営組織の確立、経営の重要事項に対する意思決定の迅速化、業務執行の監督機能強化を通じ、企業の健全性と経営の効率性を追求することでコーポレート・ガバナンスに必要な体制を構築し、充実を図っております。



② 会社の機関の内容及びコーポレート・ガバナンス体制について

イ 取締役会

当社の取締役会は、取締役3名で構成され、任期を1年としております。取締役会の運営は、取締役会規程に準拠しておこなわれ、原則として月1回開催の取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令及び定款で定められた専決事項のほか、経営に関する重要な事項や非経常的な事項を、適時適切に承認・報告・決議し、経営判断の迅速化を図っております。

また、監査役が取締役会に出席し適時意見を述べることで、経営に対する適正な牽制機能が果たされています。

ロ 監査役

当社の監査役は社外監査役1名で構成され、任期を4年としております。監査役は、取締役会に出席し、取締役の職務執行を監督するとともに、リスク管理・コンプライアンスを監視できる体制をとっています。

また、代表取締役との会合を適時行うことで、問題点を報告・共有しております。加えて、内部監査室や監査法人との連携により三様監査の実効性を高めております。

ハ 会計監査

当社は監査法人やまぶきと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証

券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお、2026年3月期において監査を執行した公認会計士は西岡朋晃氏、高田雄介氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士2名、その他2名であります。なお、当社の監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

ニ リスクコンプライアンス委員会

当社は「リスク管理規程」、「コンプライアンス規程」及び「反社会的勢力排除規程」に基づき、公正・適切なリスク管理・コンプライアンス推進のためにリスクコンプライアンス委員会を四半期に1度定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催しております。

リスクコンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長とし、取締役、監査役、内部監査室長、及びリスクコンプライアンス委員会が必要と認めて参加を要請した者で構成されております。当社のコンプライアンス全般について責任を有しており、また、当社のリスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化に関して責任を有しております。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④ 内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、内部監査室が主管部署として、業務を監査しております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役に対し指摘事項確認書並びに改善報告書を提出する体制をとっております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しており、取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

監査役、内部監査担当者及び監査法人は定期的に面談を行い、相互の監査結果の説明及び報告に関する連携を行い、監査の質的向上を図っております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」をもとに、委員長を代表取締役とし、リスク管理の主管部署として総合企画部が情報の一元化を行っております。また、当社グループは企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社は社外取締役を選任していませんが、社外監査役は1名選任されており、外部からの客観的及び中立的な立場から経営を監視する体制を構築しております。社外監査役と当社の間には人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反の恐れはありません。

なお、当社は社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準、方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては客観的かつ中立的な経営監視機能が十分に発揮されるよう考慮しております。

⑦ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役(社外取締役を除く)	36	36	—	—	3
監査役(社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	1	1	—	—	1

⑧ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は3名以上、監査役は1名以上とする旨を定款で定めております。

⑨ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑬ 監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑭ 株式の保有状況

該当事項はありません。

（２）【監査報酬の内容等】

①【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査証明業務に基づく報酬 (百万円)
発行者	12	—
連結子会社	—	—
計	12	—

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は策定しておりませんが、監査法人からの見積提

案をもとに、当社の規模・業務の特性等の観点から監査日数及び監査従事者の構成等の要素を勘案して検討し、監査役の同意を得て、取締役会で決定する手続を実施しております。

監査役が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

第6【経理の状況】

1 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、連結会計年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の連結財務諸表について、監査法人やまぶきにより監査を受けております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)		当連結会計年度 (2026年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		681		622
売掛金	※ 1	33	※ 1	25
商品及び製品		357		325
未収入金	※ 1	905	※ 1	939
その他		34		37
流動資産合計		2,012		1,950
固定資産				
有形固定資産				
建物及び構築物(純額)		431		494
工具、器具及び備品(純額)		77		90
土地		267		267
建設仮勘定		25		—
その他		0		0
有形固定資産合計	※ 2	802	※ 2	853
無形固定資産				
のれん		256		242
その他		31		25
無形固定資産合計		288		267
投資その他の資産				
長期貸付金		12		9
繰延税金資産		81		94
その他	※ 3	220	※ 3	226
投資その他の資産合計		314		330
固定資産合計		1,405		1,451
資産合計		3,418		3,402

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年 3 月31 日)	当連結会計年度 (2026年 3 月31 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	727	713
短期借入金	※ 4 30	※ 4 110
1年内返済予定の長期借入金	82	65
未払法人税等	64	24
賞与引当金	110	120
その他	213	218
流動負債合計	1,228	1,253
固定負債		
長期借入金	700	526
退職給付に係る負債	9	11
役員退職慰労引当金	289	300
資産除去債務	119	129
その他	0	0
固定負債合計	1,120	967
負債合計	2,348	2,221
純資産の部		
株主資本		
資本金	30	30
資本剰余金	434	434
利益剰余金	604	715
株主資本合計	1,069	1,180
純資産合計	1,069	1,180
負債純資産合計	3,418	3,402

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
売上高	※ 1	6,293	※ 1	6,511
売上原価		3,471		3,591
売上総利益		2,822		2,920
販売費及び一般管理費	※ 2	2,571	※ 2	2,672
営業利益		250		248
営業外収益				
補助金収入		26		16
その他		5		6
営業外収益合計		31		23
営業外費用				
支払利息		9		8
補助金返還額		—		4
その他		0		—
営業外費用合計		9		13
経常利益		272		258
特別利益				
固定資産売却益	※ 3	1	※ 3	9
特別利益合計		1		9
特別損失				
減損損失	※ 4	22	※ 4	16
解約違約金		5		—
関係会社清算損		—		1
その他		0		0
特別損失合計		28		18
税金等調整前当期純利益		245		248
法人税、住民税及び事業税		113		80
法人税等調整額		△ 7		△ 12
法人税等合計		106		67
当期純利益		138		180
親会社株主に帰属する当期純利益		138		180

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益	138	180
包括利益	138	180
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	138	180

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	純資産合計
当期首残高	30	434	465	930	930
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			138	138	138
株主資本以外の項目の当期変動額				—	—
当期変動額合計	—	—	138	138	138
当期末残高	30	434	604	1,069	1,069

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	純資産合計
当期首残高	30	434	604	1,069	1,069
当期変動額					
剰余金の配当			△ 69	△ 69	△ 69
親会社株主に帰属する当期純利益			180	180	180
株主資本以外の項目の当期変動額				—	—
当期変動額合計	—	—	111	111	111
当期末残高	30	434	715	1,180	1,180

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	245	248
減価償却費	97	94
減損損失	22	16
のれん償却額	29	35
賞与引当金の増減額(△は減少)	9	10
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	12	10
受取利息及び配当金	△ 1	△ 1
支払利息	9	8
固定資産除売却損益(△は益)	△ 1	△ 8
関係会社清算損	—	1
売上債権の増減額(△は増加)	3	8
未収入金の増減額(△は増加)	25	△ 33
棚卸資産の増減額(△は増加)	△ 13	45
仕入債務の増減額(△は減少)	△ 11	△ 14
その他	△ 98	△ 0
小計	328	421
利息及び配当金の受取額	1	1
利息の支払額	△ 9	△ 8
法人税等の支払額	△ 116	△ 121
営業活動によるキャッシュ・フロー	204	293
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△ 207	△ 85
無形固定資産の取得による支出	△ 28	△ 4
差入保証金の差入による支出	△ 3	△ 10
差入保証金の回収による収入	1	1
連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	※ 2 5	※ 2 —
事業譲受による支出	△ 19	※ 3 △ 86
関係会社の清算による収入	—	8
その他	1	5
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 249	△ 171
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△ 55	80
長期借入金の返済による支出	△ 166	△ 191
配当金の支出額	—	△ 69
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 221	△ 181
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△ 267	△ 59
現金及び現金同等物の期首残高	948	681
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1 681	※ 1 622

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 5 社

連結子会社の名称

株式会社アポエージェント

株式会社向陽薬局

株式会社名西薬品

株式会社ファーマプロダクト

有限会社タイゼン

なお、前連結会計年度において連結子会社であった株式会社メディカルは、当社による吸収合併に伴い、同社を連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

該当事項はありません。

なお、非連結子会社であった株式会社コスモスケアは、当連結会計年度において清算が終了いたしました。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品及び製品

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

① 有形固定資産

定率法

ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 3 年～34 年

工具、器具及び備品 2 年～13 年

② 無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下の通りであります。

主として調剤薬局店舗にて顧客に対する処方箋応需に基づく調剤サービス(医療機関が発行した処方箋に基づく、服薬指導や医薬品の提供等)を行っており、医療機関が発行した処方箋に基づき調剤サービスを提供することを履行義務として識別しております。当該履行義務は、顧客に対して調剤サービスを完了した時点で充足されることから、当該時点で収益を認識しております。なお、取引の対価は、顧客の本人負担部分は主に店頭で支払いを受け、保険適用額は概ね 2 ヶ月以内に支払いを受けております。そのため、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

その他、医薬品の仕入販売業務については、顧客との契約に基づき顧客に医薬品を引き渡すことを履行義務として識別しております。この履行義務については、医薬品が顧客に引き渡された時点で履行義務が充足されると判断しております。ただし、出荷時から医薬品の支配が顧客に移転される時までの期間は通常の期間であると判断しているため、出荷時点で収益を認識しております。取引価格については、顧客との契約に基づき算定しております。なお、当社グループは代理人としての取引を行っていないことから、医薬品の引き渡しと交換に当社グループが権利を得ると見込む対価の総額を収益として認識しております。また、対価は主として履行義務の充足時点から 1 年以内に受け取っており、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、その金額の重要性が乏しい場合を除き、20 年以内の合理的な期間で定額法により償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から 3 ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税等については、発生連結会計年度の期間費用としております。

なお、免税事業者である一部の連結子会社は税込方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

店舗固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産(店舗)	592	653
無形固定資産(店舗)	16	15
減損損失	22	16

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位としてグルーピングしております。営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローの継続的なマイナスとなっている店舗、使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化が生じている店舗を減損の兆候に該当すると判断しております。

各資産グループに減損の兆候がある場合、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

② 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りについては、取締役会によって承認された予算に基づき作成され、処方箋枚数と処方箋単価を主要な仮定としております。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りに係る主要な仮定は、不確実性が高く、予想値との乖離が生じる可能性があります。予想値との乖離が生じた場合、翌連結会計年度に減損損失が発生する可能性があります。

のれんの減損について

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
のれん	256	242
減損損失	—	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、買収時に見込んだ超過収益力をその対象会社ののれんとして認識しており、当該対象会社ごとに資産のグルーピングを行っております。

各資産グループに減損の兆候がある場合、当該資産グループから得られるのれんの残存償却年数に対応する割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識し、将来キャッシュ・フローの割引現在価値により使用価値を算定して、帳簿価額を当該使用価値まで減額し、減損損失を計上しております。

② 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りについては、取締役会によって承認された予算、買収時の営業利益予測を基礎に算定された計画値に基づいて行われ、処方箋枚数と処方箋単価を主要な仮定としております。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りに係る主要な仮定は、不確実性が高く、予想値との乖離が生じる可能性があります。予想値との乖離が生じた場合、翌連結会計年度に減損損失が発生する可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において「有形固定資産」に独立掲記しておりました「機械装置及び運搬具(純額)」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「有形固定資産」の「機械装置及び運搬具(純額)」0百万円は、「その他」0百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「事業譲受による支出」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた△17百万円は、「事業譲受による支出」△19百万円、「その他」1百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

- ※1 売掛金及び未収入金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)3(1)契約資産の残高等」に記載しております。

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	844百万円	876百万円

※3 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
その他(株式)	10百万円	－百万円

- ※4 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行9行(前連結会計年度は9行)と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次の通りであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
当座貸越極度額の総額	919百万円	869百万円
借入実行残高	30	110
差引額	889	759

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
給料手当	886百万円	942百万円
賞与引当金繰入額	110	120
退職給付費用	17	15
役員退職慰労引当金繰入額	12	10
租税公課	330	363

※3 固定資産売却益の内容は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物及び構築物	一百万円	8百万円
工具、器具及び備品	—	0
有形固定資産(その他)	1	—
無形固定資産(その他)	—	0

※4 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
愛知県 (2件)	店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品、土地、 ソフトウェア	22
合計			22

当社グループは、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、店舗を基本単位としてグルーピングしております。営業活動から生ずる損益及びキャッシュ・フローが継続してマイナスである資産グループのうち、将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回るこ

ととなった資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたしました。

店舗の回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないことから、使用価値を零として評価しております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
愛知県 (2件)	店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品、ソフト ウェア	16
合計			16

当社グループは、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、店舗を基本単位としてグルーピングしております。営業活動から生ずる損益及びキャッシュ・フローが継続してマイナスである資産グループのうち、将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ることとなった資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたしました。

店舗の回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないことから、使用価値を零として評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 期末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注) 1	605	3,024,395	—	3,025,000
合計	605	3,024,395	—	3,025,000

(注) 1. 発行済株式総数 3,024,395 株の増加は、2024 年 10 月 17 日付で普通株式 1 株につき 5,000 株の割合で実施した株式分割によるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総 額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025 年 6 月 27 日 定時株主総会	普通 株式	69	利益剰余金	23	2025 年 3 月 31 日	2025 年 6 月 30 日

当連結会計年度(自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 期末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注) 1	3,025,000	—	—	3,025,000
合計	3,025,000	—	—	3,025,000

(注) 1. 自己株式の種類及び株式に関する事項

該当事項はありません。

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総 額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026 年 6 月 26 日 定時株主総会	普通 株式	69	利益剰余金	23	2026 年 3 月 31 日	2026 年 6 月 29 日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高は、連結貸借対照表の現金及び預金勘定の残高と一致しております。

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

株式の取得により新たに有限会社タイゼンを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内容並びに同社及びその子会社株式の取得価額と同社取得による収入(純額)との関係は次の通りであります。

流動資産	79百万円
固定資産	6百万円
のれん	88百万円
流動負債	△96百万円
固定負債	△40百万円
株式の取得価額	37百万円
現金及び現金同等物	△42百万円
差引：取得のための支出(△は収入)	△5百万円

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

※3 当連結会計年度に事業の譲受けにより増加した資産及び負債の主な内訳は次の通りであります。

流動資産	14百万円
固定資産	70百万円
のれん	21百万円
固定負債	△3百万円
事業譲受の対価	102百万円
未払金	△16百万円
差引：事業譲受による支出(△は収入)	86百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
1年内	38百万円	33百万円
1年超	89	73
合計	128	107

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金について、売掛金は顧客の信用リスクがあります。未収入金は、主に国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金等の公的機関に対する債権であり、信用リスクは低いものと判断しております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、金融機関からの借入により資金調達を行っており、変動金利の借入金は金利の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

公的機関に対する債権以外の売掛金については、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

借入金に係る支払金利の変動リスクについては、担当部署で金利情勢を管理し、支払金利の変動リスクが高まった場合には借り換えを含めた代替手段等を考え、即時に対応できる管理体制を構築しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

管理部が現金及び預金及び借入金の残高管理に基づく資金ポジション管理を行うことにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、市場価格のない株式等は次表に含まれておりません(※3)を参照ください。

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)(※2)	783	783	—
負債計	783	783	—

当連結会計年度(2026年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)(※2)	591	591	—
負債計	591	591	—

(※1) 「現金」は注記を省略しており、「預金」、「売掛金」、「未収入金」及び「買掛金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(※2) 長期借入金(1年内返済予定を含む)は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映しており、また、当社グループの信用状況は実行後大きく変化していないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(※3) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2025 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2026 年 3 月 31 日)
非連結子会社株式	10	—

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2025 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	681	—	—	—
売掛金	33	—	—	—
未収入金	905	—	—	—
合計	1,620	—	—	—

当連結会計年度(2026 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	622	—	—	—
売掛金	25	—	—	—
未収入金	939	—	—	—
合計	1,586	—	—	—

(注2) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2025 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
長期借入金 (1 年内返済予定を含む)	82	77	72	67	64	418
合計	82	77	72	67	64	418

当連結会計年度(2026 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
長期借入金 (1 年内返済予定を含む)	65	62	61	58	52	292
合計	65	62	61	58	52	292

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
 レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
 前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期借入金(1年内返済予定を含む)	—	783	—	783
負債計	—	783	—	783

当連結会計年度(2026年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期借入金(1年内返済予定を含む)	—	591	—	591
負債計	—	591	—	591

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金(1年内返済予定を含む)

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しており、また、当社グループの信用状況は実行後大きく変化していないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、確定給付型の制度として退職一時金制度、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。退職一時金制度については退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

また、一部の連結子会社は中小企業退職金共済制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	7百万円	9百万円
退職給付費用	2	2
退職給付の支払額	△ 0	△ 0
退職給付に係る負債の期末残高	9	11

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	9百万円	11百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	9	11
退職給付に係る負債	9	11
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	9	11

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	2百万円	2百万円

3. 確定拠出制度

当社及び一部の連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度 14 百万円、当連結会計年度 13 百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金(注)1	38百万円	24百万円
賞与引当金	37	42
退職給付に係る負債	3	3
役員退職慰労引当金	100	104
資産除去債務	41	44
減損損失	44	42
その他	44	27
繰延税金資産小計	311	288
繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)1	△ 31	△ 6
将来減算一時差異等の合計額に係 る評価性引当額	△ 180	△ 169
評価性引当額小計	△ 212	△ 175
繰延税金資産合計	98	112
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△ 14	△ 15
その他	△ 2	△ 2
繰延税金負債合計	△ 16	△ 17
繰延税金資産(負債)の純額	81	94

(注) 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
繰越欠損金(※)	—	—	—	—	—	38	38
評価性引当額	—	—	—	—	—	31	31
繰延税金資産	—	—	—	—	—	6	6

(※) 繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2026年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
繰越欠損金(※)	—	—	—	—	—	24	24
評価性引当額	—	—	—	—	—	6	6
繰延税金資産	—	—	—	—	—	18	18

(※) 繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	33.9%	33.9%
(調整)		
寄附金等永久に益金又は損金に算入 されない額	0.5	0.0
住民税均等割	2.0	2.0
軽減税率適用	△ 1.7	△ 1.4
税額控除	△ 2.2	△ 2.4
のれんの償却額	3.9	4.8
評価性引当額の増減	5.5	△ 7.4
子会社株式取得関連費用	2.6	—
税率変更による期末繰延税金資産の 増額修正	0.2	—
その他	△ 0.9	△ 2.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.4	27.3

(企業結合等関係)

(事業の譲受)

当社は、カメイ株式会社より調剤薬局店舗（以下、「本事業」という）について、2026年3月25日付で事業譲受に関する契約を締結し、2026年3月31日付で本事業譲受の効力が発生しております。

(1) 企業結合の概要

① 相手企業の名称及びその事業の内容

相手企業の名称 カメイ株式会社
事業の内容 調剤薬局事業

② 企業結合を行った主な理由

当社は、愛知県を中心に調剤薬局店舗を運営する調剤薬局事業を主たる事業としております。同県内における対象事業を譲り受けることにより、地域における更なる経営基盤の強化、および店舗間の連携による運営効率の向上を図り、グループ全体の企業価値を高めることで規模の拡大と収益性の向上に寄与すると判断し、事業譲受に関する契約締結を実施いたしました。

③ 企業結合日

2026年3月31日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

⑤ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として事業を譲り受けたためであります。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

事業譲受日が当連結会計年度末であるため、連結損益計算書に含まれる被取得事業の業績の期間はありません。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	102百万円
取得原価		102百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 20百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

21百万円

② 発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

③ 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	14百万円
固定資産	70百万円
資産合計	84百万円
固定負債	3百万円
負債合計	3百万円

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額とその算定方法

当該影響の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗及び事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該資産の耐用年数又は当該契約の期間をもとに見積り、割引率は当該資産の耐用年数又は当該契約の期間に見合う国債の流通利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
期首残高	114百万円	120百万円
新規連結子会社の取得に伴う増加	2	—
有形固定資産の取得に伴う増加	2	10
時の経過による調整額	1	1
資産除去債務の履行による減少額	—	△2
期末残高	120	129

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、調剤薬局関連事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下の通りであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
調剤薬局店舗	5,919	6,184
その他	374	327
顧客との契約から生じる収益	6,293	6,511
外部顧客への売上高	6,293	6,511

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

4. 会計方針に関する事項 (5)「重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(1) 契約資産の残高等

(単位：百万円)

	前連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	936
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	934
契約負債(期首残高)	47
契約負債(期末残高)	28

連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」及び「未収入金」に含まれております。

契約負債は顧客からの対価の一部を履行義務の充足前に受領した前受金に係るもので、流動負債の「その他」に含まれております。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債に含まれていた額は、47百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分する取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(1) 契約資産の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	934
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	953
契約負債(期首残高)	28
契約負債(期末残高)	20

連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」及び「未収入金」に含まれております。

契約負債は顧客からの対価の一部を履行義務の充足前に受領した前受金に係るもので、流動負債の「その他」に含まれております。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債に含まれていた額は、28百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分する取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは調剤薬局関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社グループは調剤薬局関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

当社グループは調剤薬局関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社グループは調剤薬局関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

当社グループは調剤薬局関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 関連当事者取引との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る)等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等
該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 関連当事者取引との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る)等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等
該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
1株当たり純資産額	353円44銭	1株当たり純資産額	390円20銭
1株当たり当期純利益	45円91銭	1株当たり当期純利益	59円76銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	138	180
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	138	180
普通株式に係る期中平均株式数(株)	3, 025, 000	3, 025, 000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	30	110	1.5	—
1年以内に返済予定の長期借入金	82	65	1.6	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	700	526	1.4	2027年～2041年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	813	701	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の決算日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	62	61	58	52

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日
株券の種類	－
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項はありません。
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次の通りです。 https://www.cosmos-ph.co.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

取得請求権付株式の取得を請求する権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年 6 月26日

株式会社コスモス調剤
取締役会 御中

監査法人やまぶき
大阪事務所

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 西岡 朋晃

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 高田 雄介

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社コスモス調剤の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コスモス調剤及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかど

うか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。